

遼初史釋疑三題

送刺部・漢城・西樓

田村實造

支那歷朝何れを問はず、國初草創期に繼起した史實に就ては幾多の疑義が存するが、就中漢族以外の異種族によつて建てられた諸朝にはそれが甚しく、試みに遼史を繙いても、建國當初に於けるこの種疑問の頻出は殆んど枚擧するに遑がない。今これらの中より送刺部・漢城・西樓の三者を採り擧げて一の解釋を施してみたい。

一 送刺部

遼朝建國の祖、耶律阿保機（太祖）は送刺部に出自してゐる。それが爲、遼史はこの部を殊更に由緒付けんとして却つてこれに關する記載を曖昧模糊の中に閉ぢ込め、後人をして眞實の相を掴み難からしめる。

今、遼史^{卷三}二營衛志、部族上をみるに

唐當開元・天寶間。大賀氏旣微。遼始祖涅里立迪輦祖里。爲阻午可汗。時契丹因〔孫〕萬榮之敗。部落凋散。卽故有族衆分爲八部。涅里所統送刺部自爲別部。不與其列。并輦遙・送刺亦十部也。

とあり、之に據れば、遙輦阻午可汗を擁立して契丹八部の再組織を敢行したものは阿保機の祖、送刺部長涅里である。然るに、遼史^{卷三}三營衛志、部族下、五院部の條には

其先曰益古。凡六營。阻午可汗時與弟撒里本^{○乙}室部^之先領之。曰送刺部。^①云云

とて阻午可汗の時代送刺部を統領したものは益古にして、彼がこの部の先世であつた如く謂ひ、果して兩者

何れを信すべきか疑ひなきを得ない。然し前者に迭刺部長と稱する涅里は、遼史卷三四兵衛志上には耶律雅里とも書かれ、若しこの人が遼史世表に「泥禮。耶律儼遼史書爲涅里。陳大任書爲雅里。蓋遼太祖之始祖也」とある如く、果して唐の玄宗時代契丹の首帥として活躍し、唐より松漠都督に封冊された泥禮（或は涅禮）可汗に該當するものとすれば、汗位に登らずして阻午可汗に讓位したなどと謂ふ前者の記載は信じ難い様にも思はれるが、ここでは論旨の多岐に亘り横脱するを憚つて、この二史料の内容に關する批判檢討は他の機會に譲ることとし、唯かかる疑惑の中に在つても、迭刺部が契丹族の所謂主體を爲す八部の構成分子以外の部落であつたとの推測のみは可能なることを指摘するに止めよう。

次に迭刺部の領域をみるに、八部の根據地が夫夫シラムレンと老哈河の合流點附近にあつたのとはやや西方に離れて、祖州世里沒里の地を中心としてゐることが窺はれる。

祖州天成軍上節度。本遼右八部世大?「里？」沒里地
中略後年八月二 因建城號祖州。以高祖昭烈皇帝肅○

里穆思曾祖○莊敬皇帝○薩刺○德祖○考○簡獻皇帝○玄祖○皇考
宣簡皇帝○德祖○所生之地。故名。遼史三七
地理志一
この部が遙輦八部との政治的關係に於て或種の勢力を有し始めたのは、恐らく阿保機の父、德祖撒刺的の頃からのやうで、次に掲げる諸記載はかかる推測に導く。

德祖世。爲契丹遙輦氏之夷离堇。執其政柄。遼史二
時○太祖○伯父當國。遼史一
太祖紀

太祖はこの父祖より承繼した政治的勢力を以て痕德堇可汗の下に迭刺部夷离堇としてその部衆を率ひ、奚部・黑車子室韋部を始め諸部の經略に専念し、その武勳と實戰的經驗によつたものでもあらうか、應がて于越を授けられて軍事を總知したことは太祖本紀卷一或は耶律曷魯の本傳卷七等に傳へられる所にして、これは所謂軍務總指揮官への就任を意味する。かかる過程は更に進んで阿保機をして獨裁專制權の獲得を欲求せしめると共に、迭刺部の勢威増強を必至化せしめ、その結果は諸部長と阿保機、諸部と迭刺部との對立となり遂に新興の迭刺部を背景とする阿保機が、氏族制の地盤の上に立つて諸部——八部を支柱とする——の勢力

を代表する遙輦痕德董可汗に代位するに至つた。如上の経過を説話的に潤色してはゐるが、克く語り傳へ、遼初に於ける二つの本質的に相尅する底流——氏族制の維持と、それを打破して獨裁專制權の確立を企てんとする——の存在を窺知せしめるものは五代史記等にみえる次の如き阿保機の建國物語であらう。

「契丹」分爲八部。部之長號大人。而常推一大人。建旗鼓。以統八部。至其歲久。或其國有災疾。而畜牧衰。則八部聚議。以旗鼓立其次。而代之。被代者以爲約本如此。不敢爭。中略〔阿保機立〕漢人敦阿保機曰。中國之王無代立者。由是阿保機益以威制諸部。而不肯代。其立九年。諸部以其久不代立。共責諍之。阿保機不得已。傳其旗鼓。而謂諸部曰。吾立九年。所得漢人多矣。吾欲自爲一部以治漢城。可乎。諸部許之。中略阿保機率漢人。耕種爲治。中略阿保機知衆可用。用其妻述律策。使人告諸部大人曰。我有鹽池。諸部所食。然諸部知食鹽之利。而不知鹽有主人。可乎。當來犒我。諸部以爲然。共以牛酒會鹽池。阿保機伏兵其旁。酒酣伏發。盡殺諸部大人。遂立不復代。

五代史記
卷七十二

然しこれは假令史實は包藏してゐるとしても、飽くまで一個の説話である。されば、ここに謂ふが如き諸部の責諍に遭つたからとて、阿保機が直ちに迭剌部本族とも離れ、ただ一人所隸漢人のみ率ゐて漢城に治したとは事實上うけとり難く、遼史^{卷三七}地理志に「太祖以迭剌部之衆。代遙輦氏。起臨潢。建皇都」とあり、又太祖本紀即位元年の條にも「二月戊午。以從弟迭栗底爲迭剌府刺部^遼夷離董」とみえることよりしても、彼は決して迭剌部を見捨ててはゐない。かく考へて遼史太祖本紀をみると、彼の最初の建元たる神冊元年迄に於て大様左の如き事件を列擧しうる。

阿保機は唐の咸通十三年^{八七}二年に生れ、天復元年

九〇年辛酉痕德董可汗立つや、その下に本部夷離董として専ら室韋・于厥・奚の諸部族を征討す。

同年十月大迭剌府夷離董を拜す。

明年^{九〇}七月河東・代北を伐ち、九月龍化州を城き、開教寺を建つ。

明年^{九〇}三年于越に任ぜられ、軍國事を總知す。

甲子^{九〇}三月龍化州の東城を擴む。

天祐二年^{九〇}五年十月河東の李克用と雲中に會盟す。⁽⁸⁾

明年^{九〇}十二月痕德堇可汗殂し、明けて正月^後梁開平元年即位して天皇帝と尊號す。

その後九年を経て（この間に諸族弟の叛亂あり）

後梁貞明二年^{九一}神冊と建元し、龍化州金鈴岡に

尊號を享く。

以上遼史の記載と阿保機建國説話とは果してどの程度の合一性を有するであらうか。先づ問題となるのは遼史の九〇七年に於ける即位の記事と、その後九年を経たる九一六年に行はれた神冊建元並に龍化州に於ける築壇・尊號享受などの恰も再度の即位を思はしめるかの如き記載とであらう。今説明の便宜上、この兩事件に關する遼史の本文を引用すると次の如くである。

〔即位〕元年^{九〇}春正月庚寅。命有司。設壇于如迂王集會場。^⑩燔柴告天。即皇帝位。尊母蕭氏。爲皇

太后。立皇后蕭氏。北宰相蕭轄刺・南宰相耶律歐

里思率群臣。上尊號曰天皇帝。后曰地皇后。

神冊元年^{九一}春二月丙戌朔。上在龍化州。迭烈部

夷离堇耶律曷魯等率百僚。請上尊號。三表乃允。

丙申。群臣及諸屬國築壇州東。上尊號曰大聖大明

天皇帝。后曰應天大明地皇后。大赦。建元神冊。

初闕地爲壇。得金鈴。因名其地。曰金鈴岡。壇側滿林。曰冊聖林。<sup>遼史一
太祖紀</sup>

この第一次の即位を、余は建國説話に阿保機が漢城に治し別に一部を建てて自立した時と考へ度い。八部の側よりみれば、退いて他所に旗鼓を打ち立てたのかも知れないが、阿保機を本體とする遼史側より謂へば正しく即位に外ならないであらう。所が突然かく斷ずれば、或は建國説話にこれより先、阿保機が諸部より選ばれて大人となつたとあることと牴觸するかのやうであるが、然しこれは太祖本紀に彼が痕德堇可汗の下に于越として軍國事を總知したとあることを指したものではあるまいか。于越と謂へば、遼に於ける最高の官職にして、阿保機の父德祖や伯父釋魯の場合にもみる如く、國政に與かると共に軍務をも總裁しえ、即ちこの官への任命は最高權力の附與を意味する。阿保機が中央進出後に於ける據點と思はれる龍化州の建置擴大を企てたり、或は親ら河東の李克用と雲中に會盟してゐること等の事實は、彼の勢威が強盛にして恰も對外的には可汗として契丹諸部を威制してゐたかの如く考へられたとみても甚しく不當ではあるまい。そして

このことが建國説話にみえる「阿保機立。漢人教阿保機曰。中國之王無代立者。由是阿保機益以威制諸部。而不肯代。云云」に略々相當り、その于越に任ぜられた後、語を換ゆれば、軍務總指揮官拜命以後に於て彼が振舞つた事擅が、やがて八部大人の共同責請を招致し、遂に汗位を退いてその了解の下に新なる旗鼓の建設、即ち遼史本紀側の謂ふ第一次即位となつたものではあるまいか。従つて説話の諸部大人誘殺はその後に於て生起したものとみるべく、かくして諸部を併合し

痕德董可汗に代つて立つた彼は、後述する如く繼いで起つた迭刺部内の同族兄弟の叛亂をも平定して、その翌年神冊と建元し、彼とも關係深き龍化州の地に改めて築壇祭天し、群臣より尊號を享けたものであらう。

さて以上によつて知りうる如く、阿保機は迭刺部と所隸漢人擁護の下に諸部に對抗して自立——遼史本紀の第一次即位——を企てたのであるが、遼史に據れば、^⑬ 應がてその五年目^{即位の五年}より同族昆弟の叛亂が續發するに至つた。かかる謀叛を誘發せしめたものは、阿保機の中央集權強化の工作に外ならない。このことを具體的に説明するものは、該叛亂の謀主たる轄底が阿保

機の訊問に答へた次の如き言葉であらう。

太祖問曰。朕初即位。嘗以國讓。叔父○轄底は肅祖の曾孫にして太祖の父德祖と辭之。今反欲立吾弟○刺曷何也。祖の曾孫に。是二從兄弟の間柄を指す。轄底對曰。始臣不知天子之貴。及陛下即位。衛從甚嚴。與凡庶不同。臣嘗奏事心動。始有窺覲之意。

遼史一傳
二轄底傳

謂ふ所の衛從とは腹心部のことにして、耶律曷魯の本傳によれば

明日即皇帝位。命曷魯總軍國事。中略而諸弟刺曷魯等往往覬非望。太祖宮行營。始置腹心部。選諸部豪健二千餘充之。以曷魯及蕭敵魯總焉。^{遼史七三}

と謂ふ。^⑭ 即ちかく阿保機が強力なる私兵を擁して部内に臨み、以て君主權の確立を計らんとしたことは、とりも直さず氏族制の破壊であり、これは同時に同族昆弟が從來部内に於て、均衡的に享有した支配的勢力を根底より覆滅し、彼等をして齊しく阿保機の膝下に叩頭せしめることを強要するものなれば、この重壓を反撥排除すべくして立つた彼等の抗爭は深刻を極め、これは阿保機自身にとつても亦、安危浮沈に係はる重大な事件にして、この叛亂の前後處置を傳へる次の記載

が雄辯にそれを證してゐる。

〔即位〕八年秋七月丙申朔。有司上諸帳族多謀逆者三百餘人罪狀。皆棄市。上歎曰。中略此曹恣行不道。殘害忠良。塗炭生民。剽掠財產。民間皆有萬馬。今皆徒步。有國以來。所未嘗有。實不得已而誅之。遼史一
太祖紀

かくて内亂鎮壓の結果、天贊元年迭刺部は二分され太祖の地位は愈々安定強化して、ここに遼朝建國の基礎が固められるに至つた。^⑩

されば、阿保機即位の事情及び迭刺部分析の過程を辿ることによつて吾人は契丹部族の氏族制が崩壊し、阿保機の獨裁專制に基く國家が成立して行く一態様を看取しうるであらう。

二 漢 城

前節に述べた阿保機の建國説話を再び引用してみるとその大要は

契丹の習俗として可汗の任免は八部大人の聚議によつて定められるのが常である。然るに阿保機は在位九年の久しきに及ぶも讓らざれば、諸部は共

に之を責請して退位せしめんとしたので、彼も已むなくその旗鼓を傳へて後、諸部大人に謂へらく『吾、長たること九年、この間得る所の漢人甚だ多ければ、自ら一部を組成し、漢城を築いて之に居らん』と。かくて彼が漢城に移つて幾許もなくその妻述律應天皇后の策を用ゐて、八部が常に食鹽の供給を仰いでゐる鹽池に諸部大人を誘殺し遂に自立した。

と謂ふのであるが、この物語りの中で、彼が八部諸大人の共同責請に遭つて已むなく位を退き、別の旗鼓を建てたと謂はれる漢城とは果して何處に比定さるべきであらうか。この地に就いては、既に嘗て箭内互博士が東洋學報第十一卷三號所載の「遼代の漢城と炭山」に於て詳説考證され、この地を炭山との關係より推して今の獨石口外、石頭城子附近に比定せられた。所が前節迭刺部の條下にも述べた如く當時の契丹の形勢よりすれば、博士のこの比定にも一二の疑義が生じてくる。第一に阿保機の契丹諸部併合に際し、その中樞的勢力を爲したものは祖州附近を本地とする迭刺部であつたらうことは——建國説話には麾下漢人のみの力に

依つた如く傳へられてゐるにも拘らず——前項に論じ

よれば

た史的事實よりして容易に窺はれ、彼が如何に八部より壓迫責誚を蒙つたとは謂ひ條、その本部たる迭刺部従つて祖州地方をも捨てて南方遙かの長城附近に遷り

上國（臨潢府）西百餘里有大池。幅員三百里。鹽生著岸如冰凌。朝聚暮合。年深者堅如巨石。虜鑿之爲枕。其碎者類顆鹽。民得採鬻之。皇宋事實類苑卷七 七所收、乘輅錄

住み、漢人のみを頼みとし

と謂ふ。想ふに、シラムレ

たとは到底考へ難く、且つ彼がこの地に在ること纔か

ン流域殊に老哈河との合流點を中心とする附近一帯に

一二年にして、再び遠く臨

據つてゐた契丹八部諸族が

潢に北移したなどのことも不審に思はれ、更にこの方

へば、吾人はこの乘輅錄の

面が當時猶、奚族の勢力範

大池を聯想しえないであら

圍内にあつたものの如く考

うか。然し、現在知りうる

へられるに想ひ到つては一

限りでは、上京臨潢府址

層その妥當性を疑はざるを

東縣 西方百支里附近に於て

得ない。

周回三百里もある如き大鹽

ついで建國説話の中より

湖は存しない。或は路振の

抽出しうるものは阿保機の新に據ることとなつた漢城

謂ふ大池は「上國西百餘里」とはあるが、林東縣の西北

即ち、彼の新勢力圏内に契丹諸部を賄ふに足るべき大

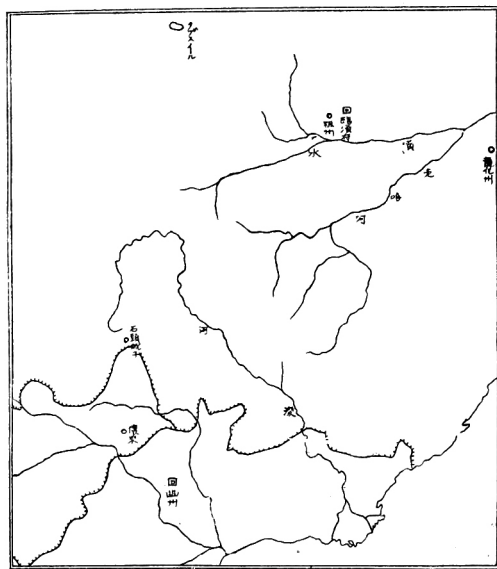
烏珠穆沁管内の大鹽湖ツスムクを指したものであるまいか。

鹽池が存してゐたことである。

この鹽湖は遼・金時代には鹽澤と稱せられ、遼史に「初

聖宗統和の二十六年頃宋より北使した路振の見聞に

令群牧。運鹽澤倉粟。云云」卷三〇 天祚紀とか「耶律雅里令



群牧人戸。運鹽澤倉粟」卷五九 食貨志上とか、或は劉輝の本傳に

大安末爲太子洗馬。上書言。西邊諸番爲患。士卒遠戍。中國之民疲于飛輓。非長久之策。爲今之務。莫若城于鹽澤。實以漢戶。使耕田聚糧。以爲西北之費。卷一 〇四

と謂ひ、又金史にも

初遼金故地。濱海多產鹽。上京東北二路食肇州鹽。

速頻路食海鹽。臨潢之北有鹽澤。卷四九 食貨志

等と記載されることよりみても、契丹領内に於ける有数の鹽產地として重要視されてゐたことが窺はれよう。現在もこの湖に産する鹽は、シリングール盟内は勿論、廣く察哈爾省・興安西分省・熱河省北部一帯の蒙古人に供給され、更に牛車によつて經棚・ドロンノール或は張家口等を経由して北支那地方へ夥しく搬出されてゐることは、この方面を旅行するものの齊しく目睹する所である。

されば契丹本部がわざわざ遙か南方灤河上流域地方に専ら鹽の供給を仰いだとみるよりも、むしろこの大鹽湖をそれに比定しえないであらうか。勿論かく謂へ

ばとて、説話に「阿保機曰。我有鹽地。諸部所食。然諸部知食鹽之利。而不知鹽有主人。可乎」とあるを以て直ちに阿保機が西北方遠く大鹽湖タフタールをまでその勢力圈内に入れてゐたとみるのではなく、これは彼が漢城に據有することによつて、この湖より八部本地への湖鹽輸送の孔道を要扼してゐたことを意味するものと考へるのである。

第三に提起さるべきは、漢城は果して箭内博士の考定される如く固有名詞であらうかとの疑問である。遼代の漢城に就いては、既に姚從吾氏が「說阿保機時代漢城」なる表題下に國學季刊第五卷一號に於て幾多の例證を引き遼代の漢城とは專有の名辭にあらずして漢人居住の城邑に對する類名であることを歸納してゐるが、恐らく氏の所説に従ふべきであらう。従つて必ずしも漢城を炭山附近の一ヶ所のみに限定する要もあるまい。

以上よりして余は阿保機の最初に旗鼓を建てたと傳へられる漢城の位置を、遠く南方灤河の上源或は石頭城子附近とするよりも、迭刺部の本據地たる祖州や、八部の住地なるシラムレン・老哈兩河の合流點附近と

餘り遠からざる地點に求め、これを西樓即ち上京臨潢府に比定し度い。この地には遼史によれば、阿保機の即位二年既に明王樓（後の開皇殿）が建てられ、同七年頃には明かに太祖の根據地となつてゐたこと等より推して、後述三節を參照漢城がここに築かれたとする推測をより濃厚ならしめる。更に説話に「其地可植五穀。阿保機率漢人。耕種爲治。云云」と謂ふは、遼史卷三七地理志に「上京太祖創草之地。負山抱海。天險足以爲圖。地沃宜耕種。水草便畜牧」とあるのに吻合し、事實、上京臨潢府の遺址として知られる滿洲國興安西分省林東縣の地は、現在多數の支那人戸を擁して地味豐饒頗る農耕に適してゐる。又この地に遼初早くも多數の漢人が來住遷徙してゐたことは、第三代世宗の初め北方に劫去された胡嶠の陷虜記が明瞭に傳へてゐる。

上京所謂西樓也。西樓有呂屋市肆。交易無錢而用布。有綾錦諸工作。宦者・翰林・伎術・教坊・角觥・秀才・僧・尼・道士等皆中國人。而并汾幽薊之人尤多。五代史記七三四、夷附錄

胡嶠の時代と太祖の初期との間には四十年近い距りは存するも、彼が上京に在つて見聞した當時の現象が

生起する素地は早く既に四十年前、太祖によつて作られたものではあるまいか。最後に、然らば箭内博士の基據されたる宋白・歐陽修等は何故「漢城在檀州西北五百五十里。城北有龍門山。山北有炭山。中略其地灤河上源。則後魏滑鹽縣也」遼史拾遺一とか、或は「漢城在炭山東南灤河上。有鹽鐵之利。乃後魏滑鹽縣也」五代史記七二四夷附錄一などと謂つて、阿保機當初の居城としての漢城を炭山附近に比定して怪まなかつたのであらうか。之に就いては積極的な證據を挙げえないが、想ふに炭山の名は早く太宗の會同三年秋獵の地として始見し遼史六八遊幸表又、聖宗の統和四年五月清暑の地とされて以來、天祚帝に至る迄歷朝この地に暑を避け、或は附近に射獵障礙するを常とした爲、この山の名は夙に遼人は勿論宋人の間にも膾炙し、従つて炭山附近の漢城が遼の中期以後は尤も有名となり、本來普通名詞であるべきはずのものが漢城と謂へば直ちにこの地を想起するに至つたものではあるまいか。余は斯く考へ度い。

三 西 樓

趙志忠の虜廷雜記を始め遼史國語解及契丹國志二宮

室制 五代史記卷七二 續資治通鑑長編卷一〇等によれば、遼の太祖阿保機は領内に東樓・西樓・南樓・北樓

の四樓を建て四季常にこの間に遊獵したと謂ふ。そのうち西樓は國初阿保機の居所として夙に知られた地であるにも拘らず、これが何地に比定さるべきかに就いては諸説沸騰紛麻して未だ定まる所をみず。例へば箭内互博士・松井等氏・シャヴァンヌ及びミュリー等は何れも西樓即ち祖州説を持し、一方津田左右吉博士の如きはこの地を上京臨潢府と見做されてゐる。遼史三卷地理志・上京道の條をみるに、

祖州天成軍上節度本遼右八部世沒里地。太祖秋寧多於此。始置西樓。後因建城。號祖州。

と謂ふ。西樓即ち祖州説は全くこの記載に根據を置く。然るに、遼史太祖本紀には

〔即位〕六年。是歲以兵討兩冶。以所獲僧崇文等五十人歸西樓。建天雄寺。以居之。卷一

と謂ひ、この天雄寺は遼史地理志によれば

上京。太祖創業之地。中略又於內城東南隅建天雄寺。奉安烈考宣簡皇帝遺像。卷三七 上京道

とて即ち上京の皇城（北城）内に在る寺院である。

次に又遼史太祖紀、即位七年の條をみるに

三月。其黨神速姑（叛党刺葛一味を指す）復刼西樓。焚明王樓。卷一

とあり、この明王樓は元來、太祖即位の二年冬十月に建立されたものであるが、この時賊火に焼失した爲、翌八年更めてその基跡に開皇殿が建置されるに至つた。遼史卷一開皇殿とは謂ふ迄もなく遼史本紀或は地理志等に頻見する上京臨潢府皇城（北城）内の一宮殿である。されば、これら記載の示す限りでは、西樓とは明かに上京臨潢府かく改稱されたのは太宗の會同元年にして、それ以前は皇都にして太祖は遅くも即位六・七年頃——或は即位二年既に明王樓を建立してゐることより推測すれば、遼史の所謂即位の當初よりこの地に據つてゐたものかも知れない——には既にこの地を根據としてゐたことを推知する。猶又、支那本土側より北使した人人の見聞記や、行程録を見ても、例へば胡嶠の陷虜記に「上京所謂西樓也」とあり、趙志忠も虜廷雜記に「太祖自號天皇王。於所居大部落置樓。謂之西樓。今謂之上京」遼史拾遺 一三所牧と謂ひ、或は舊五代史外國傳にも

天祐末安巴堅(阿保機)乃自稱皇帝。署中國官號。

中略名其邑曰西樓。邑屋門皆東向。如車帳之法。

城南別作一城。以實漢人。名曰漢城。卷一 三七

とみえ、その他五代史記・契丹國志・續資治通鑑長編・

遼史卷末國語解、降つては金虜圖經・金虜節要・金史地理志等の諸書に、齊しく上京臨潢府を指稱してものと西樓なりとしてゐるのは上京西樓説に有力なる證左を提供するものと謂ふべきであらう。^②

以上の如く考へて、再び遼史太祖本紀一に目を移せば次のことが謂ひえられる。太祖は初め痕德堇可汗の下に迭剌部夷离堇として軍務を總裁し、天復二年^{九〇}九月龍化州を潢河の南に城き、天祐元年^{九〇}甲子^{四年}その東城を擴張し、更に即位元年頃——建國説話の漢城に於て別に旗鼓を立てたと傳ふる頃——よりは既に皇都上京(漢城西樓)に遷り、この地に在つて漢人及び祖州を本地とする迭剌部を麾下に置き、やがて九年の間に、八部を併合し、ついで起つた迭剌部内同族の叛亂をも鎮壓して、ここに由緒深き龍化州に赴いて大可汗たるの儀式を挙げ神冊と建元したものであらうと。

註

① 遼史卷一一六國語解には「大迭烈府に註して、「即迭剌部之府也。初阻午可汗與其弟撒里本領之」とて撒里本を阻午可汗の弟と誤つてゐる。

② 張曲江(九齡)先生文集卷九に收められる「勅契丹都督涅禮書」或は「勅松模(漢?)都督涅禮書」等を参照。

③ 伯父とは德祖の兄、釋魯(述瀾)を指すものにして、遼史卷六四、皇子表によれば、彼は遙聲氏可汗の下に于越と爲り民に教へて桑麻を種樹せしむと。卷三七地理志上京道祖州の條にも「〔于〕越王城。太祖伯父于越王述魯……建城」とみえる。因みに卷二太祖紀の贊に德祖之弟述瀾とあるは兄の誤りである。

④ 氏族制と謂ふも勿論それは純乎たる氏族組織ではなくして氏族制の殘滓を留める地域集團とみるべきであらう。

⑤ 五代史記に先行するものは、舊五代史卷一〇二、漢書隱帝紀に「乾祐二年二月庚子。詔左諫議大夫賈緯等。修撰高祖實錄」とある漢高祖實錄にして、これには

僖昭之際。其王邪律阿保機怙驕恃勇。距諸族不受代。自號天皇王。後諸族邀之。請用舊制。保機不得已。傳旗鼓。且曰。我爲長九年。所得漢人頗衆。欲以古漢城領本族。率漢人守之。自爲一部。諸族諾之。俄設策。復併諸族。僭稱皇帝。土地日廣。云云(通鑑考異卷二八所引)

と謂ひ、契丹國志卷二二にも五代史記と略同様の記載がみえる。

⑥ 遼史卷一一六國語解には「大迭烈府。即迭烈部之府也」と

謂ふ。

⑦百納本には伐北、南監本・殿版及び局刻通行本には河北とあるも、何れも代北の誤なることは遼史卷三七、地理志、龍化州の條に「唐天復二年(九〇二)太祖爲迭烈部夷離菴。破代北。遷其民。建城居之」と謂ひ、或は卷三四、兵衛志上、卷六〇、食貨志下にみえる記事などによつて知られる。

⑧小川裕人氏の考證によればこの雲中の會盟は、天祐元年五月より八月の間のこと、謂ふ。(遼の建國に就いて、本誌第二卷三號三八頁)

⑨この疑問に就いては既に早く松井等氏が滿鮮地理歴史研究報告第一冊に於て論ぜられたのを始め、最近には橋本増吉(史潮第六年一號及び本誌第二卷一號)小川裕人(本誌第一卷五號、二卷三號)兩氏に依つて夫々異つた見地よりする管見が提起されてゐるが、然し何れも即位の年時を確定することに重點を置かれてゐる爲、前引の兩記載即ち遼史が何故、慙々二度も即位に似た記事を掲げてゐるかに對しては未だ何人によつても妥當的な解釋が與へられてゐない様に思はれる。

⑩橋本氏はこの所を「設壇于如迂。王集會。塙燔柴」と讀んでゐられるが、これでは意味が通じない。如迂王集會塙まで地名——或は遼史國語解の如く集會塙を地名とみて如迂王の集會塙かも知れないが——としなければならぬ。因みに、卷三太宗紀に「天顯五年冬十月癸卯。建太祖聖功碑于如迂正集會塙」とみえる如迂正集會塙(南監本・殿版及び局刻通行本は如廷正集會塙)も恐らく同一地であら

う。

⑪建國説話にはこの間の年次を九年と謂ひ、遼史本紀に彼の于越在職が六年間(自九〇一年至九〇六年)に亘つてゐるとは幾分相違するやうであるが、然し九年なる數にはさして拘泥するには及ばないであらう。

⑫遼史が阿保機の諸部大人誘殺併合のことを抹殺してゐるのは、彼の即位建元を合法化する必要上當然のことと思はれる。而してこの謀殺事件は恐らく阿保機の同族昆弟が彼に對して叛亂を企てる前、即ち遼史の即位五年以前に起つたものと推測し度く、更に當時の阿保機の勢力を考慮に入れるならば或は即位後即ち漢城遷徙後幾許もない頃のことかとも思はれる。

⑬この叛亂に就いては、遼史卷一太祖本紀を初め、卷六四皇子表、刺葛・迭刺・寅底石・安端及び卷七三阿古只傳等を參照すべし。

⑭この腹心部に就いては不日「遼朝の徙民政策と州縣制の成立」を論ずる際に言及することし度い。

⑮迭刺部の分析は太祖並に重臣間には、叛亂鎮壓の直後より企圖されてゐたが、然し曷魯の傳にも

初曷魯病革。(神冊三年)太祖臨視。問所欲言。曷魯曰。

(中略)惟析迭刺部議未決。願亟行之。云云(卷七三)

とあるによつても推知しうる如く、これは容易に行ひ難かつたもののやうで天贊元年に至つて始めて實現されたのであつた。

天贊元年冬十月甲子。分迭刺部爲二院。(卷二、太祖紀)

送刺部分分析に關してはこの外、遼史卷三二部族上、卷三五、卷四五等にみえ、之等によれば、送刺部の析せられた二院とは五院部・六院部に於て、五院部は北大王院或は北王府、六院部は南大王院或は南王府とも稱せられ、兩部の夷離婁は北大王・南大王と謂ふ。

⑩かかる見地よりしても、阿保機の事實上の即位は神冊元年であると考へたい。諸部の併合にしても或は一族昆弟の内亂にしても、當時の阿保機にとつては極めて重大事件と謂ふべく、かかればその内亂が平定して契丹部内の略統一をみるに至つた翌年を以て建元し、更めて因縁深く且つ八部の本據にも近き龍化州に築城して、當初の即位にも類似したる儀式を舉行するのは極めて當然のことと謂ふべきである。

⑪鹽池に關するものは漢高祖實錄にはみえないが、然し余は之を五代史記の作爲に係るものであるとは考へ度くない。

⑫遼史卷一、太祖紀によれば、即位五年正月琵琶川に據つてゐた東部奚は平定されたが、嬌州(察哈爾省懷來縣)の西部奚は勢猖獗にして險を阻んで容易に屈せず、漸く來降したのは太宗の天顯十二年頃のやうである。(資治通鑑卷二八一、或は五代會要卷二八、奚の條参照)

⑬祖州上京間の距離は薛映の行程録によれば、僅々四十宋里に過ぎない。

⑭兩者共漢城を後魏滑鹽縣也と謂つてゐるが、この比定の出駄難目であることは既に箭内博士の指摘された如くであれば(遼代の漢城と炭山)これよりみてもこの兩記載の信憑性は

に對しては一應の考慮が加へらるべきであらう。

⑮趙志忠の虜廷雜記に就いては拙稿「遼淵の盟約と其の史的意義」第四節注④(史林第二十卷第二號所載)參照。

⑯箭内互博士「遼代の漢城と炭山」注④(東洋學報第一卷三號或は蒙古史研究所載)

松井等氏「滿洲に於ける遼の疆域」(滿洲歷史地理第二卷) Edouard Chavannes, Voyageurs chinois chez les Khitan et les Joutchen. Journal Asiatique 1897.

Jos. Muller, Les anciennes villes de l'empire des grands Leao au royaume Mongol de Barin. T'oung Pao Vol. XXI. 1922

津田左右吉博士「遼の制度の二重體系」(滿鮮地理歷史研究報告第五所收)

⑰五代會要卷二九、契丹の條には「葬阿保機於西樓。番中地名」と太祖の葬地を西樓とし、恰も祖州(太祖の陵は祖州にあり)西樓説を支持するかのやうであるが、この記載は恐らく後唐の趙德鈞によつて遺はされた陳繼威その他の

北使使臣の報告に基くもので、彼等は假葬地としての皇都上京を(遼史卷二によれば、太祖の梓宮は扶餘城より皇都に至るや一時その子城の西北に權殯さる)本葬地と誤つた爲であると思はれるが故に、却つて上京西樓説に一證を提するものと謂ふべきであらう。又金代、上京會寧府をよま西樓と稱してゐるが、これは「上京」なる語の混同によるものに外ならない。